

集会所の整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊勢原市地域まちづくり推進条例施行規則(平成24年伊勢原市規則第23号)第72条第3号の規定に基づき、集会所の整備基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(集会所の整備に関する基準)

第2条 集会所の整備に伴う規則第72条第3号で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会所用地は、道路及び街区の配置並びに地形等の状況を勘案して適切な位置に確保し、集会所の建築が容易な土地であること。
- (2) 集会所は、共同住宅及び長屋に係るものを除き、平屋建てとし、かつ、利用者の利便性に配慮した専用の室として設置すること。
- (3) 集会所には、会議室のほか、トイレ、給湯室、収納室その他の附属設備を設置するよう努めること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、集会所は、耐震性その他の安全性、ユニバーサルデザイン、省エネルギー等に配慮すること。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。